

島杉



平成16年 3 月30日 (火) 号外 第 45 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

•∕⊷
3 K
'

規則

島根県立身体障害者授産センター規則の一部を改正する規則

(障害者福祉課)

公布された条例等のあらまし

島根県立身体障害者授産センター規則の一部を改正する規則 (規則第30号)

- 1 規則の概要 定員を変更することとした。 (第3条関係)
- 2 施行期日 平成16年4月1日から施行することとした。

規則

島根県立身体障害者授産センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第30号

島根県立身体障害者授産センター規則の一部を改正する規則

島根県立身体障害者授産センター規則 (平成15年島根県規則第49号) の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「90人」を「80人」に改め、同条第2号中「25人」を「35人」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(2)	号外第 45 号	島	根	県	報	平成16年3月30日